

ボランティアスタッフ規約

(名称)

第 1 条

ボランティアスタッフと称する。

(目的)

第 2 条

セミナー・講演会の活動を通じて技術獲得を目的とする。

(登録要件)

第 3 条

当研究所の活動及び福辺流介助に賛同、学ぶ意志があり、
20 時間以上の福辺流実技セミナーを受講していること。

(活動)

第 4 条

セミナー・講演会にスタッフとして参加し、物品販売や会場設営、
実技実習時の欠員補助などの初歩的なアシストを行い、運営の補助、円滑な進行を助ける。

(報酬)

第 5 条

原則として交通費・食事代・その他報酬は支給しない。

(守秘義務)

第 6 条

知り得た個人情報、その他一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

(更新)

第 7 条

登録・更新から 1 年以内にボランティアとしてセミナー・講演会等に参加した場合は、本人からの
退会の申し出が無い限り、次年度までの自動更新とする。
年度とは、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。

(退会)

第 8 条

登録又は更新より 1 年以上活動がない場合は、自動的に登録抹消される。

(個人情報)

第 9 条

ボランティア登録により得た個人情報は当研究所が責任を持って管理、登録削除を行う。

N a t u r a l b e i n g